

# 令和4年第4回

# 定例会会議録

## 会 期

令和4年12月8日（木）から  
令和4年12月16日（金）まで

## 会 議 日

令和4年12月8日（木）  
令和4年12月16日（金）

東串良町議会

令和4年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和4年12月8日 午前9時30分  
散 会 令和4年12月8日 午後2時01分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳                      7番 前田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋 啓子                      書記      大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	金久 三男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西田 博文		
建設課長	寺園 竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 日程第 7 議案第39号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

- 日程第19 議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 一般質問

## 一般質問の目次

質問者	質問事項	掲載ページ
小川 香織	1. 児童生徒の命を守る通学路の確保について	p. 9～
	2. 本町の目指すインクルーシブ教育について	p. 11～
	3. 子どもの声を聞いた制服の見直しについて（校則の見直し）	p. 14～
	4. 野良猫の対策について	p. 16～
	5. 子育て支援の拡充について	p. 18～
	6. 東串良未来創造議会の再開について	p. 20～
児玉 勇治	1. 認知症のサポートについて	p. 23～
	2. 水道事業について	p. 27～
上園 ミキ	1. 交通弱者対策について	p. 30～
瀬戸山 譲一	1. 公共事業について	p. 35～
	2. 町長の行動について	p. 39～
	3. 「地域運営組織と農村RMO」について	p. 45～
	4. 執行部と議会との協議について	p. 48～
宮地 利雄	1. 東串良郷土誌の編さんについて	p. 50～
	2. 防災施設としての公民館について	p. 53～

# 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和4年第4回東串良町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 泊 重巳議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

## ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定しました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和3年度事業分）については、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

## 会 議 の 経 過

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~  
◆ 日程第4 発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 西園貞美議員。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

ただいま議題となりました発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を行います。

ペーパーレス会議システムの導入に伴い、議場においてタブレット端末やパーソナルコンピュータを使用できるようにし、また当該会議の目的以外の使用を制限することと、会議録の配付を電磁的方法による提供できるようにするため、所要の改正を行うものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長 (田之畑)

日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

おはようございます。同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

東串良町川東3912番地の吉永広史さんを東串良町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、任期満了により新たに委員を選任するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)



## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定について)

議 長 (田之畑)

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定について) を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

東申良町所有の公用車による交通事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 議案第 39号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
  - ◆ 日程第 8 議案第 40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
  - ◆ 日程第 9 議案第 41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定について
  - ◆ 日程第 10 議案第 42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 11 議案第 43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 12 議案第 44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 13 議案第 45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 14 議案第 46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 15 議案第 47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 16 議案第 48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 17 議案第 49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 18 議案第 50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 19 議案第 51 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 20 議案第 52 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 21 議案第 53 号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 22 議案第 54 号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

### 議 長（田之畑）

日程第 7 議案第 39 号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてから日程第 22 議案第 54 号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 16 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

### 町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 39 号から議案第 54 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 39 号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、御説明申し上げます。

企業版ふるさと納税の受け皿として新たに基金を創設し、基金の取扱いを含め、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運用を図るため、東串良町企業版ふるさと納税基金条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 40 号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 の指定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 41 号 東串良町職員の降給に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う降給が必須となることから、東串良町職員の降給に関する条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 42 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 43 号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部

## 会 議 の 経 過

を改正する条例の制定について、議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、8条例については、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、条例を廃止するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が給料表及び勤勉手当の支給割合について、見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律等の施行に伴い、基準としている東串良町議会議員選挙及び東串良町長選挙における選挙運動の公費負担単価を同様に改定するため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町水道事業経営戦略及び投資財政計画に基づき、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり、安全な水を安定して供給し、老朽施設の更新等を進める上で必要な財源を確保することを目的に、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

- ~~~~~
- ◆ 日程第23 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
  - ◆ 日程第24 議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - ◆ 日程第25 議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
  - ◆ 日程第26 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

次に、日程第23 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第6号）から日程第26 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第55号から議案第58号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,242万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億4,300万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億4,150万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,731万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

## 会 議 の 経 過

最後に、議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億738万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第27 一般質問

議 長（田之畑）

日程第27 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番 小川香織議員。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

おはようございます。質問通告書に基づき、質問をいたします。

まず初めに、児童生徒の命を守る通学路の確保への要望といたしまして、両学校の通学路における危険箇所への対応について、質問いたします。

現在、通学路における危険箇所への対応はどのようになっているのか、簡潔にお答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

交通安全、防災、防犯等、学校管理下における児童生徒の生命を守る必要があります。危険箇所につきましては、毎年度学校及びPTAで点検、協議いたしまして、校区危険箇所マップを学校から教育委員会に提出されます。教育委員会といたしましては、それに基づき、関係機関と協議し、対応しております。国や県、及び公安、警察等に対しましては、関係課を通じて協議中でございます。民有地等で行政が立ち入れないものを除き、関係課と協議しながら進めており、適切に対応し、改善できるものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私が議員になり、最初の一般質問は通学路や歩道など児童の安全対策の在り方でした。子供を持つ母親として、また未来を担う子供たちの笑顔を守る責任のある大人として議会や委員会でも声を上げてまいりました。本町におかれましても思いは同じであると存じております。これまでお願いした通学路の調査や通学路へのガードレール設置、ポールコーン、ミラーの設置、学校へ続く階段への手すりの設置、また駐車場の整備やのり面の強化においても御尽力いただき、子供たちや地域住民、保護者を含めた安心・安全な環境づくりがなされてまいりました。

私も任期がわずかとなりますが、心残りは池之原小学校の駐車場から学校への安全な通学路の確保です。すばらしい駐車場が完成し、多くの児童や保護者が利用しておりますが、一部歩道がないばかりか車幅も狭く、雨の日には傘をたたまなければ児童1人さえ通ることができません。傘があるのにぬれながら危険と隣り合わせで通学する児童を見ていられませんし、接触事故さえ危惧する状況であると考えます。現在、横断歩道については委員会でもお願いし、協議していただいていると返答がありましたが、併せて駐車場からの安全な通学路の通学時の歩道の確保にも早急に取り組んでいただきたいと思います。私はここに朝何度か見守りで立たせていただきましたが、本当に危険です。町長は現状を把握されておりますでしょうか。また把握されずとも今後の対策をどのようにいつまでに行うのか、お答えください。このことは、子供たちの安全を守る上で早急な対応が必要だと思っております。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

池之原小学校の駐車場につきましては、学校の東側に位置する鉄道線路跡地と吉留組の資材置き場として利用していた土地を活用させていただいております。線路跡地の駐車場につきましては、池之原小学校やPTAからの要望により、歩行者スペースを整備し、送迎車両の進行方向や児童などの歩行者は正門側から学校に入るよう、学校側で指導しているところでございます。

吉留組の旧資材置き場の駐車場につきましては、池之原中公民館の道路向かいにありまして、学校へ向かう途中に横断歩道がない箇所があるため、横断歩道の設置については、肝付警察署と協議を進めていますが、複雑な形状であり、また速度規制を設けている区間でもあるため、歩行者だけでなく、運転手の視点を考えた場合、設置は難しいところでございますが、引き続き肝付警察署や鹿児島県公安委員会と協議いた

## 会 議 の 経 過

しまして、安全対策を検討してまいりたいと考えております。  
以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ただいま正門側の通学を指導していただいていると答弁がありましたが、通学以外にもあの駐車場は使われることがあります。例えば運動会、PTA、そのような様々なイベント、行事に対しても保護者や、また車椅子を使用されている方、ベビーカーなども使われます。その際にやはり駐車場から裏門に続く一部歩道がない部分についての安全性を確保する必要があると思っておりますが、その点については、町長いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

児童の安全確保、本当に大事なことであろうかというふうに私どもも認識しているところではございますが、いかんせん、先ほど町長から説明がありましたとおり、警察署、あるいは鹿児島県公安委員会との協議が必要な場所でもございますので、私どもも設置したい気持ちは重々あるんですが、なかなか道路交通法との関係もございまして、その辺はできる範囲の安全対策を関係機関と協議しながら講じていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ぜひ、現状のほうを見ていただき、危険と隣り合わせの状況でありますので、早急な対応、また他機関との協議を行い、整備していただきたいと思っております。今後も町の事業計画や有事、施策や時代や人の流れにより、これまで問題にならなかった課題が子供たちの安全を守る上で出てくると思いますが、どうぞ学校関係者との関係性を密にこれからも状況に応じた素早い対応をお願いします。

次に、本町の目指すインクルーシブ教育について質問いたします。

本町においてインクルーシブ教育に関する基本計画はあるか、簡潔にお答えください。

議 長（田之畑）



教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善、また克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、発達障がいなどの子供も含めて障がいにより特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものです。障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育進展させていくために、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの一層の充実整備を着実に進めていく必要があります。

このような考えを踏まえ、教育委員会としましては、令和2年4月に策定しました東串良町教育振興基本計画の特別支援教育の項目の中にインクルーシブ教育システムの理念を記述しております。教育委員会としましては、今後ともインクルーシブ教育システムの理念を踏まえつつ、特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁ありがとうございます。私は、障がいは害ではなく個性だと思っております。今年4月に文部省から出された特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知で各自治体、また保護者や関係者から混乱の声があるという記事も目にいたしました。2020年9月28日、ネット掲載の日本文教出版では、インクルーシブ教育システムの構築においては、障がいがある子供の教育のみならず、これまで義務教育で十分な処遇を受けてきているとは言えない子供たちへの教育の保障も含めて一人一人の子供を大切にしていくという視点が必要だと書かれております。

先ほど教育長が答弁していただいた内容と同様なので答弁をいただき安心しております。これらを踏まえて、本町の基本理念としてどのように取り組んでいくか、また対応していくのか、一人一人の子供を大切にしていくという視点の下、児童、保護者の思いを尊重し、進めていくか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

令和3年文部科学省から発出された障がいのある子供の教育支援の手引きの中で、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身につけているかどうかという最も本質的な視点に立つことがインクルーシブ教育の推進においては大切だと記述されております。教育委員会としましては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子供と障がいのない子供との交流及び協同学習を積極的に推進しております。また早期からの教育相談、就学相談体制の確立を促進するとともに、障がいのある状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるよう取り組んでおります。

さらに、特別支援学校のセンター的機能のさらなる活用を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成、活用し、移行期の連携を充実させ、就学前から学校卒業まで切れ目のない支援体制の構築にも努めているところでございます。本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障がいのある子どもが一人一人の教育的ニーズに応じた指導支援が受けられるよう学校に対して指導、支援してまいります。教育委員会としましては、今後とも子供、保護者の思いを尊重するとともに、子供の自立に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

小川議員、待ってください。もうちょっとゆっくりと、ちょっと早口なもんだから。皆さんがあなたの言っている発言の言葉が聞き取れない部分があるので、もう少しゆっくりと発言してください。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、答弁いただきました内容で、基本的には、児童、保護者の思いを尊重するということで、理解できました。また尊重した上で必要な教育環境の構築を考えていくということで認識させていただきました。

次に、不登校の子供の学びを支え、学習に不安を持つ子供をサポートするトライルームの検討と学習支援の検討ができないか、尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

不登校の要因につきましては、進路にかかる不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、無気力などがございます。学校において一人一人に応じた個別支援計画に基づき、学級担任、学年部、管理職など学校全体がチームとなってサポート体制を構築しているところでございます。今回御提案いただきましたトライルームにつきましては、いわゆる学校側に設置する適応指導教室のことと考えておりますが、町内全体の不登校の状況やそれぞれの困り感などを勘案し、現時点での設置は考えていないところでございます。

学習支援につきましては、担任などが本人や保護者との面談を通して、体調などに配慮しながら学習内容についても話題にするなど状況の把握に努めております。また、児童生徒の登校の際には、本人の興味関心に基づいた教材を活用するなど、学習の機会を提供するとともに、学習支援員による支援も行っております。なお、令和3年に児童生徒に配付しましたタブレットにつきましては、本年10月にフィルタリングの設定を完了しましたので、家庭への持ち帰りも可能となり、タブレットを活用した学習支援も可能であると考えております。教育委員会としましては、今後とも分かる授業づくりやスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの外部機関との連携などにより、直接子供や保護者に関わっていただいたり、専門的な見地からアドバイスをいただいたりするなど、一人一人の実態に応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

現時点でトライルームの設置のほうは検討が難しいということですが、一人一人に合った支援を検討していくということで、次の質問に移らせてもらいます。

子供の声を聞いた制服の見直しについて、小中学校の児童生徒らの意思で制服を選ぶ選択制の確保とスラックスの導入を含めた制服の見直しについて尋ねます。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況や社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないといけないという文言が鹿児島県の教育委員会の見直し実態調査のほうでありました。これは文部科学省初等中等教育局児童生徒課の校則の見直し等に関する取組事例に、学校には一定の決まりがあり、必要であることが記載されておりますという文章とともに書いてあります。スラックス制度の導入は、LGBTQジェンダーレスの観点からもあります。冬場の寒さ対策や動きやすさなど機能性の高さから導入され、肌の露出を抑えられること

## 会 議 の 経 過

から生徒は安心感を持ち、また痴漢予防にも効果があると聞きます。スカートの下にジャージをはく女子生徒は今でもいると思いますが、私の学生時代からスラックスのニーズがあったのだと考えます。もちろんスカートを選びたい生徒もいるため、生徒が自分で選択できるようなシステムを町としても進めていただきたいと思います、町の考えをお聞きいたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

近年人権を取り巻く環境は、インターネットなどによる新たな人権侵害の発生など、状況の変化が顕在化しており、これらの課題に適切に対応する必要がございます。いわゆる性的マイノリティにつきましては、社会における様々な人権課題の一つであり、社会全体がこのことについて理解を深め、人権感覚を磨いていくことが重要であると認識しております。性的マイノリティの当事者は社会生活を送る上で、苦痛や困難を抱えていると言われております。このような状況を十分に理解した上で、性的指向や性自認についての思い込みや固定観念による偏見、差別をなくしていくことが求められております。各学校におきましては、各教科、道徳、特別活動などの時間を通して人権尊重の視点に立った学校づくり、学級づくりに取り組んでおります。

制服の見直しについてでございますが、本年度中に改訂された生徒指導提要の中にも学校における支援の事例として自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めることが記述されております。このような基本的な考え方の下、スラックスを含め、子供の選択肢を広げたり、児童生徒やその保護者から相談があった場合には個別に対応するなど、子供の意思を尊重した配慮や支援が大切であると認識しております。各学校におきましては、冬場の寒い時期には、長ズボンなどの着用も認めているところでございます。また、中学校においては、女子のズボン着用などを個別に対応することとしていると聞いております。教育委員会としましては、今後とも児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるとともに必要に応じて校則を見直すよう依頼してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。今後も必要に応じて、校則の見直し、また児童一人一人の意見を大切に教育のほうを進めていただきたいと思います。

次に、特定の飼い主がいない野良の猫対策について伺います。

防災無線で飼い主の特定ができない猫への餌やりについて、またふんなどによる地域住民への被害への懸念や配慮も含めた放送を耳にしたことがあります。多くの自治体で動物の愛護及び管理について条例を制定するなどし、最近では餌やりを禁止する表現ではなく、餌をあげるならといった表現に変わってきていると感じます。動物を排除するのではなく共存する考えに変わってきていると考えます。しかし、特定の飼い主のいない猫が増加してしまうと猫が体調を崩してあちこちに戻ってしまったり、ふんの被害や臭いなど衛生面の問題、猫のふんに汚染された土や水が体内に入ることなどでトキソプラズマ症を発症するなど健康面への影響も懸念されます。現在、特定の飼い主がいない猫の面倒を見ている方が最近は一気に猫が10匹ぐらい増えたと話されました。地域の方が高齢で猫が増えることで面倒が見られなくなったり、突然入院してしまい餌がもらえなくなり集まってきたなど理由は様々あるようですが、餌を与えないでくださいといった対応では不幸な猫の増加を抑える力は低いと感じます。また餌を与えないことでごみを荒らす、健康な栄養状態を維持できずに亡くなってしまう、病気にかかりやすくなるなどの心配もありますし、猫を苦手とする方からの冷たい対応や過酷な自然社会で生き抜くことで野生化、狂暴化し、人的被害が及ぶことも考えられます。

そこで餌を与えないという対策以外に、不幸な猫を増やさない対策が必要であるとありますが、本町では、現在そのような猫の把握と対策について、どのように考え、行政として去勢や避妊手術の支援ができないかについて尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

野良猫の現状把握につきまして、御説明いたします。野良猫に関する苦情、相談等につきましては、死んでいる猫の回収や子猫の保護といった依頼や住民の敷地内での猫のふん尿に困る被害の相談等が多くなっているところが現状でございます。このような苦情、相談を受けまして、保健所と協力いたしまして、対応しておりますが、保健所の対応につきましては、猫の保護が可能な条件といたしまして、負傷により歩行困難な状態、または生後1週間程度の自活不可能な状態の猫に限定されており、その場合も近くに親猫がいる場合は保護は行わないと決まっているそうです。

したがって、保護可能な条件に満たない場合には、対応できないということでございます。

次に、去勢や避妊手術の支援につきましては、県の地域猫活動事業による助成金があるため、町といたしましては、支援は今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

都城市では、令和4年6月にさくらねこ無料不妊手術事業TNRを行い、先日、同市市議会議員の一般質問にて、主体は市であり、効果や行政の役割について述べられておりました。今回なぜ行政が主体となってこの事業を行うことを要望するのか。また多くの自治体が行政主体となり実施しているのか。この事業の内容も含め、町長は御存じいただけているのでしょうか。この事業には、行政枠、団体枠、一般枠があります。宮崎日日新聞に、今年2月に宮崎県でマダニ感染症で1人が亡くなり、死んだ地域猫から感染した可能性が高いと記載されておりました。行政枠では、ワクチン、ノミ駆除の費用も動物基金から支払われます。また、特定の飼い主がいない野良の猫は捕まえることが簡単ではありません。捕獲用のゲージも必要になります。素手で捕獲をしようとすれば、かまれたり、ひっかかれたりすることで感染症を発生するリスクがありますし、バルトネラ菌による猫ひっかき病にかかるリスクもあります。また申請などが難しいと感じ、ちゅうちょされる方もいると思う中で本当に住民任せでこの問題を解決できるとお考えでしょうか。町として動物の適正な飼育方法の指導や動物愛護の思想の普及、及び環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の推進に努めるべきであると考えます。特定の飼い主がいない猫に関する苦情や殺処分、死体の処理にかかる税金の負担も軽減できると思います。「ふやさないのも愛」という環境省のパンフレットに、猫は1回の出産で4から8匹出産し、年に2回から4回の出産が可能と書いております。つまり1年に20頭以上、2年で80頭以上に増えることが可能だと記載されております。別な記事では3年で2,000頭以上に増えるそうです。これ以上の被害を出さないために、もっと真剣に行政主体としてこの問題に取り組み、早期に特定の飼い主がいない野良猫の対応を行うべきだと考えます。行政の今後の負担も考えて、早期に団体との協力や住民の理解と協力の下、行政が主体となって行うべきだと考えます。住民の不安も軽減され、町の負担も軽減されます。

再度お伺いいたします。それでも町は、住民がリスクを鑑みながら自分たちでどうにかしていただけたらということをおっしゃるのでしょうか。これまで以上に積極的にこの問題について取り組んでいただけますでしょうか。説明をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

以前、柏原海岸のほうに、松林の猫に餌だけをやりに来るお年寄りがいらっしやいまして、そのとき、県の保健所に相談しましたら、県のほうが出向いてきまして、その猫を一応捕獲しまして、去勢と避妊手術はしたそうです。農大の生徒さんの実習と

## 会 議 の 経 過

いうことでやられたということをお聞きしました。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

県のほうが出向いてくださったということですが、野良猫が集団で集まっている場所だけではなくて、やはり地域全体に問題と考える飼い主のいない猫が多くいらっしゃると思います。そのことも併せて、やはり行政もこの課題に対して取り組んでいただきたいと思いますが、再度町の考えをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど答弁したとおりでございます。なかなか野良猫を捕まえようと思っても捕まえられませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今町長がおっしゃるように野良猫の捕獲は本当に大変です。私も捕まえようとしてひっかかれたことがありますので、その大変さは分かります。どうか今後、猫に対する苦情、また衛生面、いろいろな問題が出てくるときにさくらねこ愛護団体の支援、協力などのサービスもあるということも鑑みて、今後検討をお願いいたします。

次に、子育て支援の拡充について支援いたします。

原油価格や物価の高騰の影響を受けている子育て世帯に赤ちゃん子育て世帯の応援事業の拡充や金額の上乗せを含めた検討はできないかについて尋ねます。

2022年12月2日、物価高騰対策など、今年度第2次補正予算が参院本会議で可決されました。経済対策には、妊娠、出産の際、10万円相当の支援が示されておりますが、今年4月以降に出産した方を対象としています。本町で独自に行っている高齢者を対象にしたおむつ支援事業は、おむつを配付するため、価格の高騰に対する利用者の負担は少ないと思いますが、現物支給の場合、家計にかかる影響は大きくなります。子育てに必要なおむつやミルク、その他必要な物品の高騰は今後も先行きが見えない状態です。

今回、政府により一時的な経済支援対策がとられましたが、安心して子育てを行っ

## 会 議 の 経 過

てもらおう対策を考えるなら、町独自に同じような支援を行い、子育て世帯のサポートを検討すべきだと思います。おむつに関しては、一般に2から3歳でおむつを外す練習を始めることが多いことから、町として1歳未満を対象にする現状の支援対策に加え、対象を3歳までに拡充し、支援を行っていただきたいと考えます。

また、特に低所得世帯や独り親世帯に関するサポート対策の強化も重要です。高齢者のおむつ支援事業対策は、必要とされる方に必要なものを支援しております。子育て世帯にも同様に必要とされる方に必要なものを支援していただけるよう検討していただきたいと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

このおむつ事業ですが、これは町単独事業でございますが、本町では赤ちゃん子育て世帯を応援するために新生児のおむつ購入補助を令和2年度から実施しております。内容は、新生児に対しまして1年間1か月当たり大体1,000円を12か月分支給するものです。令和2年度の実績は、31人に対し、19万4,000円を支給いたしました。令和3年度は、78人に対しまして、43万7,000円を支給したところでございます。令和4年度は、現在のところ、69人に対し、支給する見込みでございます。また国の支援事業もございますので、事業の拡充や金額の上乗せ等については今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）  
1番 小川議員。

1 番（小 川）

ふるさと納税の使い道で希望が一番多かった項目が子供たちの未来に関する事業だったと思います。子育て世帯に対してやはり原油価格や物価の高騰の影響を受けている世帯が多くあります。1歳児未満の対象にするのではなく、年齢の対象の幅を広げていただきたい。そして特に低所得世帯や独り親世帯に関するサポート対策の強化も行っていたいただきたいと思いますが、再度町長にお聞きいたします。このふるさと納税の拡充は検討できないでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）



## 会 議 の 経 過

今回も非課税世帯は5万円ということでしたけれども、町独自で課税世帯にも5万円差し上げましょうということで、議会の協力をいただきまして、支援しておりますので、そこも御活用いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、答弁いただきましたように課税世帯にも5万円の給付を行っていただき、生活に対する支援のサポートをしていただいているというのは存じております。しかし1世帯5万円ということで、例えば1世帯に1人のみの5万円と、1世帯に子供が5人、3人、全然家族構成、人数が違っていたりとか、家族構成におけるお金の支出の負担額というのも違います。その中で、できれば今の現状を鑑みながら子育て世帯に対する町独自の支援対策というのをふるさと納税も大きく収入があったということだったので、検討していただきたいと思うのですが、その点については、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど述べたとおりでございます。御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。難しいということでお答えいただきましたが、ぜひ今後、子育て世帯に対する負担や大変さを鑑みながら町として今ある制度、またさらに今から必要になるような制度も含めて検討していただきたいなと思います。

次は、最後になります。最後に東串良未来創造議会の再開について質問いたします。

令和元年8月8日に東串良未来創造議会は初めて開催され、町内の各小中学校から代表する児童生徒らが町政に対する意見、要望等を伝えるすばらしい企画ですが、コロナ禍において、その事業が開催できていないとお聞きします。ここ数年において、子供たちの貴重な時間や行動は制限され、経験や機会が失われているのではないかと感じます。コロナ禍であろうとなかろうと子供たちの今は存在し、思いや悩みも持ち続けています。私はコロナ禍においても町民の意見を聞くことは最重要項目だと思います。議会では感染対策を徹底し、議員と語ろう会の開催を毎年行ってまいりました。むしろコロナ禍であるからこそ多くの思いを尊重し、聞く必要があると感じます。今

## 会 議 の 経 過

年は90周年を祝うイベントの開催により、県内外より多くの方が町に立ち寄ってくださり、イベントの成功を収めているとお聞きいたします。500人規模の企画、運営を経験している本町ですから、感染症対策を徹底したイベントの企画や事業の再開は問題ないことだと思います。本町の未来を担う子供たちの思いを伝える場として、またコロナ禍で自粛を余儀なくされていた子供たちの思いを拾い上げる場として、子供たちの視点に立った意見を町政に反映すべく東串良未来創造議会を開催してほしいと切に望みますが、町の考えはいかがか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町におきましても、令和元年度に小中学生を対象とした未来創造会議、子ども議会を開催いたしました。模擬議会形式ではございましたが、子供議員から日頃感じている、思っていることを素直に一般質問形式で発言いただきまして、答弁をさせていただきました。皆さんの考えと町が検討課題と掲げている内容が重複している部分も多くありました。開催から3年4か月が経過いたしましたけれども、既に、問題、課題解決に至ったケースや現在解決に向けて進行中のものもあります。子供たちの町に対する日頃思っている内容が大きく変わることはないと考えておりますが、子供たちからいただいた貴重な御意見を基に残された課題解決に向けて取り組めると判断したものに付きましては、今後しっかりと対応していくということが大事であると捉えておりますので、このことを優先したいという観点から未来創造議会、子ども議会を再開することは、今はコロナ禍ですので、現時点は予定しないところでございます。

またコロナ禍で自粛を余儀なくされている子供たちの思いを伝える場として日頃から子供たちの声を聞かれる保護者が所属するPTAなどを活用することもスピード感を持って子供たちの思いを酌み取る場になるのではないかと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

コロナ禍において、どのように感染対策を徹底しながらいろいろな企画、事業を再開しているか本当に大変悩むところであると思います。子ども議会として茨城県の大子町を紹介します。コロナ禍で対面が困難であったときにオンラインを使った議会の開催を行ったそうです。コロナ禍においても様々な条件を駆使し、必要な会を開催することは可能だと思います。今答弁いただいたように、コロナ禍において今後東串良未来創造議会の再開は予定していないということでしたが、再度お伺いいたします。

## 会 議 の 経 過

感染症対策を検討し、子供たちの意見を聞く場として、東串良未来創造議会は本当に開催、再開について予定していないのでしょうか、お答えください。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えします。

先ほど町長が答弁をされたとおりになんですけれども、一番重要なことは、子供たちが思っていること、それから町が課題として抱えていること、重複している部分も多くございました。それは先ほど町長が申し上げたとおりでございます。そういった中で解決に至ったケース、まだ取り組んでいる状況、なかなか取組が困難なものということで、ほかにもいろいろまだ解決に至っていないケースがございますので、それを今後もまた引き続き町としても取り組んでいくということでございますので、コロナ対策、それも一つの考え方かもしれませんが、残された課題について、町としても一生懸命今後取り組んでいるということで、今のところ開催は考えていないということでございます。

それから子供たちの声をくみ取る場としてはPTAをうまく活用することも重要ではないかという考え方でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁いただきありがとうございます。子供たちの思っていることは変わらないというようなお話があったと思いますが、例えば小学6年生、1年たつと中学1年生になります。残された課題を解決していくのはもちろんです。もちろんPTAからの意見を聞くのももちろん大切だと思いますが、やはり子供たち自身の声を聞く。子供たちの視点に立って対面はコロナ禍なので難しいかもしれませんが、様々な感染対策をした中できちんと話を聞くという場を設けることはとても重要だと思います。

町長にお伺いいたします。町長は今の答弁をお聞きし、やはり予定をされないということではよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

課長も答えましたけれども、そういう声というか、子供たちの声というのが保護者

## 会 議 の 経 過

から聞こえてきたらまた考えなくちゃならないと思いますが、今のところ、考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

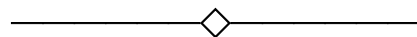
保護者ももちろんですが、子供たちからの声も大切にしていきたいと思います。コロナが落ち着いてくるというような状況がまだ全く見えないところではありますが、どうぞこれからも子供たちに愛を、そして希望と未来をよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分



再 開 午前10時36分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、認知症サポートについてであります。

全国的に高齢化が進み、本町も例外ではありません。本町の令和3年度の人口は6,515人で、65歳以上の人口は2,414人となり、高齢化率は37.1%でした。高齢化が進むと、当然認知症の方々も増えると思うのですが、県の対策としましては、県は認知症サポーターによる支援チームとしてチームオレンジがリーダーとなり、県内20市町村で整備とありました。

そこで本町はこの中に入っているのか。また、令和7年度までに全国市町村での整備を行うとありましたが、本町の現在の状況を伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

県内20市町村とは鹿児島県の第8期高齢者福祉計画で設定している目標数字であり、具体的な市町村をしているものではございません。本町ではまだ整備されておりませんので、令和7年度までにチームオレンジを設置する予定でございます。現在、設置に向けて認知症サポーター養成講座やステップアップ講座などを計画しているところでございます。

しかしながら、新型コロナの感染状況もあり、集合形式で行う各養成講座は開催時期を再検討しながら進めているところでございます。

また、ステップアップ講座などに取り組んでいる他の市町の活動を見学させていただくなど本町でも実施できるよう準備をしている段階でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長の答弁で設置なしということがありましたが、私はこのサポーターの仕事がすごく大切だと思っています。県は認知症サポーターを、町長も言われたんですが、数字的には18万人を目標、これは私が以前聞いた数字なので現在はちょっと違っているかもしれませんが、それぐらいの認知症のサポーターを目標にしているのですが、本町では、このサポーターの養成講座を何人の方々が受講されているか分かればお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

平成24年度から実施している認知症サポーター養成講座の本町の受講者は447名となっているところでございます。受講者の内訳は役場職員、町内介護事業所職員、老人クラブ会員、介護関係の会社社員、岩弘地区振興会会員、民生委員、いきいき女性リーダー、高齢者大学の受講者、食生活改善推進委員、生活研究グループ連絡協議会会員、申良郵便局局員でございます。

また、本町といたしましても、新たに12月から委嘱されました新民生委員の皆様を初め、さらに多くの町民の皆様へも本講座を受けていただけるよう推進しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長からありました447人が受講と聞き、たくさん受講されているんだなとびっくりしたところです。私は受講された方々の、さっきも述べたとおり、力が非常に大切だと思います。この講座を受けた方々が中心になって、いろんな場所で活動を実施していただき、サポートしてもらうことで問題を抱える人たちが少しでも楽になってもらえたらいいなと思います。

また、認知症サポートの中に、認知症カフェというのがあるみたいですが、本町ではオレンジカフェとして11月11日に開催されたと思うのですが、その参加の人数と、その内容が分かればお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年度は3回オレンジカフェを実施いたしました。1回目は7月11日に福祉センターで午後1時半から開催いたしました。その際の参加者は7名で、内訳は介護施設関係者が5名、地域住民が2名でした。2回目は地域の中で開催しようと計画し、池之原上西公民館におきまして、午後1時半から開催いたしました。参加者は地域住民4名の方でした。地域で開催する際は、その地区担当である民生委員にも協力をいただき、地域で気になる方への声かけなど協力をいただきながら開催いたしました。3回目は11月11日の午後6時半から保健センターで実施いたしました。参加者は14名で、内訳といたしましては、認知症御本人が1名、認知症の方の御家族9名、介護施設関係者が4名、地域住民が1名参加されました。この会は昼間も働いておられる御家族にも参加してほしいと考え、初めて夜間に実施いたしました。また、11月のカフェでは鹿屋市にある認知症疾患医療センターから職員を派遣していただきまして、そしてミニ講和や一緒に相談員も対応していただき、参加者から大変喜んでいただきました。

今後の活動につきましては、これまでの広報紙での広報以外にも防災無線や町内にあるスーパーや銀行、郵便局、医療機関、調剤薬局等へポスターの掲示を依頼するなど広報活動をさらに充実してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

今、町長のほうからいろんなサポートのことが聞かれたんですが、今認知症カフェ以外でもほかにサポートしているような事業があれば聞きたいんですが、お願いします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

毎年9月が世界アルツハイマー月間でございます。その月に合わせて鹿児島県も認知症を理解し、一緒に歩む県民週間を設定しておりますので、本町もその週間に合わせて役場庁舎の1階ロビーにて認知症関連本の展示や福祉センターでの認知症相談会を実施いたしました。また、認知症の相談に関しましては、この週間、月間以外にも地域包括支援センターで相談を随時受け付けているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

随分前のことなんですが、車を運転してたら、道路脇に座り込んでいる女性がいたんです。気分でも悪いのかなと車を停めて見ていたら、家族らしい人が立ち上がらせて手をつないで私のほうに近づいてきました。その顔を見て私はびっくりしました。その人は数年前まで私と一緒に仕事をして楽しく会話を交わした方でした。1年もたたないうちに自分の家も分からないような状態になっていたんです。その姿を見たときに他人事ではないなと感じました。先日の地域包括支援センター運営協議会の中で、介護認知症の問題は地域問題として捉えて、みんなで取り組むことの重要性を学びました。今、話したことは一つの例にすぎませんが、こういう方が近くにいたら、助け合いたいと思うのですが、このような問題に対して、町としてどのように取り組むのか、対応について伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

認知症サポーターのさらなる養成や認知症についての普及啓発、認知症について出

前講座などを通じて住民が認知症について正しく知ることが重要だと考えておりますので、また今後設置予定であるチームオレンジにてリーダーや地域住民、介護関係者や福祉関係者など関係者が一緒になって認知症の方やその家族を見守ることが重要だと考えます。認知症は食事や運動、オーラルケア、社会活動への参加などが要望の一助だと言われております。生活習慣病を予防しながら地域社会とつながりを持つことが認知症の予防、また認知症にあっても地域で見守り続けることにつながると考えます。そのためには通いの場の継続やクラブ、またサロン活動が続けられるよう支援してまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

高齢化が進み、人生100年と言われていますが、寿命が延びれば当然認知症問題も増えると思います。国は認知症医薬品の開発を踏まえて学会を開催したとありました。対象者が早期患者に限られていることや検査や治療の高額、進行した患者には効果がない等、様々な問題が検討されたようです。ある教授は進行した患者やアルツハイマー以外の認知症の患者等、全ての患者が取り残されないように共生社会に向けての議論が必要と言われていました。先ほど町長からも町の取組について、対策等を聞き、また執行部の努力に対しても御苦労さまで言いたいです。この認知症問題を身近な問題として捉えて、振興会単位、そしてまち全体で取り組んでいけたらいいと思います。

この問題を抱えた人たちが少しでも精神的、肉体的負担が軽減されればいいと思ひまして、2点目の水道事業についての質問に移らせていただきます。

私は、以前、一般質問で町長に水道事業を民営化する気があるか尋ねたところ、民営化する気はないと回答されましたが、今でもその気持ちは変わらないかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町水道事業におきましては、東串良新水道ビジョンに沿って町民の方々にいつでも安心して飲める水を供給できる持続可能な運営をするための財源確保の観点から、今回水道料金の値上げを水道利用者の皆様をお願いするところでございます。御承知のとおり、令和2年度及び令和3年度と赤字経営が続いておりますが、現在の経営状況、規模では企業の参入は非常に難しいと思われまます。以前お話ししましたとおり、民営化によるデメリット等もございますので、以前と変わらず民生化の意思はござい



ません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

以前も話したんですが、海外では民営化を実施したところが多かったんですが、いろいろな問題が生じて、公営化に戻ったところは多々ありました。人間が生きていく上で、最も大切なものは、私は水だと思っています。先日、テレビの報道で、水道水が汚染され、長年飲み続けていたら体調不良を起こしたと放映されていました。当然本町は水質検査がなされ、そういうことはないと思うのですが、このことを思うとやっぱり水は本当に大切です。町長も言われたとおり、令和5年度から事業運営困難な状況のために水道料金の値上げがあるわけですが、安心・安全の確保であれば、私はこのことは理解を得られると思います。

そこで簡易水道から引き継いだ資金は現在どうなっているのか。また、今回の値上げのアップ率と、今後再び値上げをしないかという質問についてお伺いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

簡易水道事業から引き継いだ資金期首残高が約2,600万円、基金が約2億8,100万円で、合計約3億700万円であったのに対しまして、予定キャッシュフロー計算によると、令和4年度の資金期末残高は約1億2,400万円となっております。公共料金は、公営企業法により、公正妥当でかつ能率的な経営の下で、適正な原価を基礎とする健全な運営を確保できるものでなければならぬとされており、独立採算及び受益者負担の原則に従い、効率的な経営の下、適正な原価を踏まえた公正妥当な料金の決定、改定が求められているため、算定要領に沿っておおむね3年から5年をめどに料金改定を検討していかなければならないと考えております。

また、今回の料金改定によりまして、近隣市町の現行料金と同額程度になろうかと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

## 会 議 の 経 過

ただいま財源の困難な状況を聞きましたが、今後、水道事業として中央地区と東部地区において修理箇所や改善する必要がある場所があれば伺います。そしてまた、現在行われている岩弘地区のボーリングの状況も併せて伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

中央、東部地区の給水区域は統合前の簡易水道事業創設認可時のままでございます。定住促進政策などにより、昭和48年、58年度とは各地区の人口割合も大きく変化しているところから、給水区域の再編を検討し、配水池の増強や連絡管の整備を実施する予定でございます。

中央地区の第2水源地ボーリングの進捗状況につきましては、今おっしゃいました岩弘地区ですが、令和5年度から稼働予定で現在施工中であります。本年8月に工事着工し、令和5年2月末の完成予定となっております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

先日、中央から配布されたチラシの中に水道料金に対してのパブリックコメントの募集がなされておりました。コメントの集計はまだだと思っておりますが、水道事業に対しては町民の方もいろんな意見をお持ちだと思います。再度尋ねたいんですが、予算を含めた水道事業に対して町長の政策があれば伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどのパブリックコメントにつきましては、町民の方々の意見はございませんでしたが、水道料金改定案は地域住民代表で出席されました東串良町水道事業運営委員会での答申に沿って策定されたものであるため、地域住民の意見も十分反映されたものであると考えております。水道事業、地方公営企業の経営の原則は受益者負担の原則による独立採算制を基本に、水道料金収入を主たる財源として経営することとなっているため、引き続き中長期的な財政計画の下、持続的な健全経営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

何回も言いますが、水は生きていく上で最も大切な必需品です。今も岩弘地区のボーリング等様々な水道事業が行われています。中央地区や東部地区で大きな修理箇所が発生すれば、限られた予算での運用が非常に困難になると思います。水道料金の値上げは家庭の生活に直結しますが、安心安全の水の供給が得られるならば、私は何回も言うように町民の理解は得られると思うんです。町長も水道事業に対しては、今言われたようないろんな意見を持っておられますので、今後もパブリックコメントの意見等を参考にしながら大事な事業だとは思いますが、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、引き続いて、8番 上園ミキ議員の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、午前中の最後になりますが、交通弱者対策について、質問をいたしたいと思います。

最近、特に高齢者による交通事故を耳にするようになりしました。事故に遭われるのもそうですが、事故を起こす高齢者も増えています。このようなニュースを耳にするたびに話題になるのがいつか自分が被害者よりも加害者になるのではないかという恐怖であり、免許返納をすべきかどうかすごく悩まれている方が多いということでもあります。

そこでお尋ねいたしますが、既に免許を返納された人、あるいは返納を考えていらっしゃる人たちが通院や買い物等利用できるような交通システムが求められています。住民の要望に応える交通システム、例えばあらかじめ決められた路線や時刻表に住民が合わせるのではなく、住民の予約に応じて自宅から目的地まで小型バスを効率的に走らせるシステムの導入を検討する時期に来ているのではないのでしょうか。町長の交通弱者に対する考えをまずお尋ねいたしまして、以下につきましては、単刀直入にお尋ねいたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

交通弱者対策につきましては、過去にもほかの議員の方々から一般質問もあり、答弁いたしました経緯がございます。

まず通院につきまして申し上げますと、通院される方におかれましては、町内5つの医院でまいにち交通タクシー会社と契約をされ、それぞれの医院へ通院される方々の自宅までお迎えに行き、自宅へお送りするという仕組みが出来上がっております。無償にて利用できるとのことであります。町の支出もなく、民間医院独自でこのような送迎の仕組みを構築されていることはすばらしい取組であると思っております。

また、買い物支援につきましては、柏原地区にお店がないことから地方創生事業により整備いたしましたにこにこ館を御利用いただきたいところでございます。集落支援によります買い物代行支援業務を行っておりますので、併せて御活用いただきたいと思っております。

さらには、現在JAグループ鹿児島きもつき農協経済連、Aコープが連携されまして、買い物に不便を感じていらっしゃる方々のために御近所まで出向いて買い物をお手伝いする事業展開をされております。冷蔵庫を搭載した移動販売車に生鮮品から食料品、日用品まで毎日の生活に必要な商品を約350アイテムを品ぞろえされているとのことでございますので、町内では毎週月曜日に午前中5か所で停車されているとのことでございます。基本的には、現時点におきまして、交通弱者対策といたしましては、以上申し上げました民間が行っている各種サービスと柏原地区限定ではございますが、町が行っている買い物代行支援やバス廃止路線代替えタクシー運行事業を御利用いただきたいところでございます。

過去にも答弁いたしました経緯もございますが、今後におきましては、乗り合い制度を活用できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。このことにより、議員のおっしゃるとおり住民の予約に応じて自宅から目的地まで効率的にタクシーを運行できることとなり、利用者のタクシー利用料金の負担軽減にもつながっていくことになろうと思っておりますので、ただし、交通事業者の体制の問題もありますので、今後協議を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長の答弁をお聞きしましたけれども、町長、検討をしていただけるのでしょうか、どうでしょうか、そのことだけを一応お尋ねしておきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっき申し上げましたとおり、これは我がまちの検討の課題でございますので、高齢者のためにできるだけこういうことは、さっき言いました、乗り合いタクシーというか、そういうのが実現可能かどうか、事業施策は今からですけれども打ち合わせをする状態でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

まずは検討に入ることが大事だというふうに思っております。町長の考え方もお聞きいたしました。また後ほど併せてお尋ねしたいと思います。

さきに申しましたように、ここからは単刀直入にお尋ねいたします。

町民から町内巡回バスを要望する声が届いているかどうかということをもまずはお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今現在、そういう声は届いておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

声は届いていないというお答えでございましたが、まず私たちの大事な仕事の一つが行政と住民とのパイプ役でございます。今回私のところに届けられた声、私は本当に大事な声であると捉えましたので、町長の考え方を伺ったところであります。住民が私を頼ってくれ、それを執行部に問うことができる、議員として私はこんな幸せなことではない。だから毎回、毎回質問するたびに住民の声が成就してくれることを願いながら住民の思いを伝えさせていただいております。

次に、他市町村が取り組んでいる乗り合いタクシー等の仕組みをどのように考えているかというところを聞きたいと思っております。町長の答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、事前に予約を行い、乗り合い制度を活用することでタクシー料金の負担軽減につながることから、物すごくよい仕組みであると考えておりまして、事業者とも今からですけれども、こういう協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

自分のまちに合った計画をしていただきたいというふうに思っております。参考にとできる場所があれば参考にしていただいて、進めて検討していただきたいというふうに思います。

それから免許返納をちゅうちょされている現状は交通手段が欠けることへの不安があるからではないかというふうに思われる部分があります。町長はどう捉えていらっしゃるか、このことをどう捉えていらっしゃるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

確かに交通網が発達している都市部と違い、地方は交通の便が悪いことから、移動手段として自家用車の果たす役割は重要であるだろうと考えております。送迎してくれる家族が不在の方にとって、免許返納をちゅうちょされるといふ心理が働く方もおられるのではないかと考えております。できるだけ、先ほど答弁したとおりでございますけれども、そのように進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

移動手段として便利に使われてきた車でありますが、その車がなくなることによって、高齢者の皆さんがどういう生活を日頃送っていらっしゃるか、大変気になるとこ

ろであります。おうちに座ってテレビの番だけをずっと1日中して、誰との会話もない。そして家族に買い物を頼もうと思っても、なかなか年がら年中家族にお願いするというわけにもいかないという人たちもいらっしゃいます。できたら、私がさきに申しましたように、目的地まで、いわば町長もいろいろ言われました。ですが、やっぱり住民の要望というのは多々あります。にこにこ館のことを言われましたけれども、1か所では品物がそろわない。魚は柏原にありますけれども、肉がない。肉を買うためにやっぱり遠出をしないといけない。商店街まで出向いていかなければいけないというような状況も生まれてきますので、できましたら私は高齢者の皆さん方の声をどこかに、集落ごとでもいいですので、集めて聞いていただきたい。どういう思いがあるのか、その高齢者の皆さん方の思いを聞いていただきたいというふうに思っております。町長が検討してみるというようなこともありましたので、検討してみることがスタートであります。不備な点があれば、それを改善しながら一番いい状況に持っていく。改善を重ねて一番いい状況に持っていくということですので、町単独事業でもできるんじゃないかというふうに思っております。町長の判断力を示してほしいなというふうに思うところであります。

それから、最後になりますけれども、交通システムの構築を早期に、今まで全体を申しましたことを町長が答弁されたことも含めて、やっぱり早期にしていきたい、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その早期実現に向けての取組はできないのか。いつまでも検討していただくというわけにもいきませんので、いわば早期に実現するように努力をしていただくということにはできないのか、そのことをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

方向性としたしましては、町内の巡回バスと乗り合いタクシー実現に向けて、両方同時に取り組むことは考えておりませんが、理由としたしましては、町内巡回バスを町で運行した場合は経常的に発生する維持経費と利用希望者がどの程度か不明であり、費用対効果の検討も必要となってきます。仮に巡回バスの財源のめどがついて巡回バスと乗り合いタクシーの環境が整ったとしても利用客が分散され、民間であるタクシー会社の経営を圧迫する可能性があるからでございます。まずは、数名の予約で利用ができ、タクシー料金の負担軽減が図られる乗り合いタクシー制度の導入に向けて交通事業者や関係機関とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

先ほど子育て支援への話も同僚議員から出ましたけれども、私の思いはいつか誰もが通る道、高齢者と迷惑がられるような日々は送りたくない、このような世の中で長生きはしたくない。残念なことですよ。高齢者が元気で長生きできるように、町として手を尽くしてくださっているということは承知いたしております。免許返納がこれほど人の心に影響を与えるのか。その後のことを心配していらっしゃる人がいるのかと思ったとき、これを解決してくれるのは町以外にはないというふうに私は思ったところであります。我々は相談は受けますけれども、そうしますと言えない立場。商店街の近くに住んでいらっしゃる人と遠くに住んでいらっしゃる人とは心配事もおのずから違ってきます。当然といえば当然でしょうけれども。今、免許返納を考えていらっしゃる人たちは何の支援策もなく、大勢の子供を育て上げてこられた人たちです。今、支援を自分たちが受けようとして誰が文句を言うのかなというふうに思うようなところもあります。苦勞してこられた人たちの幸せな老後を願わずにはられません。伝い切れない思いは多々ありますけれども、このことは早期に解決していただきたいというふうに私は思っております。いわば、といなもん、といなもんって年寄りが増えた、高齢化率が幾らだと言われれば、それはそうなんですよ、誰もが年をとっていく。今生まれた子供でもいつかは年寄りになっていくわけですので、その子供たちのためにも将来、いい政策を町長がしてくださったと言われるような計画をしていただきたいという思いで、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

予定しました午前的一般質問を終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。  
午後は1時から再開いたします。

|                       |   |                |
|-----------------------|---|----------------|
| 休                     | 憩 | 午前 1 1 時 1 6 分 |
| — — — — — ◆ — — — — — |   |                |
| 再                     | 開 | 午後 1 時 0 0 分   |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
3 番 瀬戸山讓一議員の発言を許します。  
3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

では、早速質問をさせていただきます。  
まず1番目、公共事業についてです。  
これを言う前に、実は個人名はちょっと駄目だということで削除されたんですけれ



ども、山本太郎と公共事業についてというところで最初出していたんですけれども、この山本太郎さんが言っていることが①と②です。このことについて、自分はこれに大きく賛同していますので、それを町長に聞きたいと思っているところでございます。

まず①積極財政で公共事業を増やすべきと考えるが町長はどのように考えるか尋ねるということですが、山本太郎さんなんかのY o u T u b eとかテレビで見ていると、公共事業が今までここ十何年、結局財政のことを考えると悪玉に上がってしまったり、悪いイメージとして捉えられている部分があったと思うんですけれども、公共事業の考え方というのをもう1回考え直すべきじゃないかなということで質問になるわけですが、その中で再度申し上げさせていただければ、山本太郎さんが言っていることは、このことなんです。

要するに、前置きを言ってしまうんですが、公共事業、今、それこそ悪玉に上がったり、悪い印象ですが、公共事業の本来の目的は何かといたら、田中角栄さんがよく例に挙げられますけれども、国に集まったお金を公共事業として地方を裕福にさせるために、地方にお金を回すためにやるのが公共事業だという、大きな目的があったというんです。それで日本は外国に比べて、道路の舗装率とか、普及率のはっきり言って世界一だし、鹿児島県なんか特に道路の整備率もトップクラスだと言われています。それはやっぱりもともと地元の有力な代議士さんがいらっしやっただということもあるんですけれども、ここで具体的には書いていませんけれども、やはり公共事業というのは、地方にお金を回す。そして地方にお金を落とす。そして地方経済を回していくという大きな目的があったと思うんですけど、この大きな公共事業についての質問というのは、とかくどうのこうの、施策としてどうのこうのというわけじゃないんですけれども、これからこのことについて、そういう気概、心構えを持っていかないと、①の具体的な質問というのは、公共事業はそういうふうな地方にお金を回す、経済を回す一つの根拠になるんだということを町長、意識を持っておられるかということで聞きたいんです。どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、本町は様々な事業を実施しておりますが、これは東串良町総合振興計画を基に策定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略や東串良町過疎地域持続的発展計画など多くの計画に基づき、事業を実施している状況でございます。このような計画を策定している一方、各種事業に対しての財政確保に苦慮しているのも事実です。国や県の補助金はもちろんのこと、地方債を有効活用し、ハード事業、ソフト事業を実施しております。

また、毎年公債費のシミュレーションを行い、起債限度額を決めておりますが、突発的な事業や陳情等に伴い、なかなか計画的予算の執行が実施できていないのも事実

でございます。過去の推移でいえば、10年前と比較し、借入額、返済額ともに年間1億円以上増えております。仮計算額は10年前と比較し、約16億円増となっている状況です。

このような状況から毎年地方債発行限度額を設定し、計画的な予算の抑制に努めなければならないことも事実でございます。

近年はありがたいことに、ふるさと納税額が増額しており、ふるさと応援基金を繰入れし、事業を実施させていただいているのも多くございます。今後も各種機関へ要望活動を行い、国・県への補助事業の確保はもちろんのこと、地方債、ふるさと応援基金を活用し、各種計画に基づいた事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今の答弁、つまりそれに努めていると。要は目的は、再度申し上げさせていただければ、公共事業として地域経済を回す、この概念を持つべきだということですのでよろしいですね。

それで、次に②気候変動による異常気象で自然災害が多発している。脆弱なインフラ整備を強化すべきと考えるが町長はどのように考えるか尋ねるですけれども、特に山本太郎さんが言っているのはここなんですね。今本当に日本、そしてひいては世界中で異常気象による災害が多発して、それで深刻化しております。それで忘れもしないのが、なぜこれを言うようになったかという話になってくるんですけれども、十何年前、中越沖地震というのがあったときに、すごい新潟県が災害を受けて道路なんか寸断されたり大変な状況になったということで、忘れもしないのが山古志村というところが鬮牛が盛んで、その牛を助けたいけど、道路が寸断されて行くことができないということでヘリコプターでつり上げて牛を救助したシーンが出たのを忘れもしないんですが、あのときなぜ道路がすぐ復旧しなかったのかというのは、ちょうどあのときに政府与党が14兆円ぐらいある公共事業をいきなり半分の7兆円に半減した年、その頃だったんですね。そのとき建設業者は仕事がなく、息絶え絶えになって、要するに道路災害復旧のときは東串良もそういう形で多分業者とのそういう協定を結んでいらっしゃると思うんですけど、協定があったとしても建設業者が全然動けない状態であったがために、道路の災害復旧工事に参加できなかったという、とても皮肉な結果が出てしまったということで話題になった事件でもありました、これは。だからそのときに建設業者が全然息絶え絶えで経済的に苦しいものだから、災害復旧に参加できなかったんですね。だからそれを考えて山本太郎さんも言ってるのは、これからは本当に気候変動による自然災害が起きたときは、災害が起きたとき、一番頼りになるのは建設業者じゃないかということをも山本太郎さんは言われてますけれども、これ

も気概、心構えですけど、建設業者に対してはそういう一面を持ってやはり公共工事を出す側としても、そのような気概、心構えがあってもいいんじゃないかと思うんですけども、どうですか、町長。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員の質問の趣旨は気候変動による異常気象で自然災害が多発している。脆弱なインフラ整備を強化すべきと考えるがということでしょうか。

町道及び農道については、国土交通省及び農林水産省の示す基準に沿って設計するものであり、構造物を強靱なものに設計するとなれば必然に過大設計となってしまいます。既存の町道及び農道、さらに水路等の維持管理につきましても、日常の道路パトロールや地域住民からの情報提供により発見された修繕箇所を職員が確認し、適宜修繕を行っております。

また橋梁につきましては、平成25年度に策定した東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年に1回の定期点検を行います。その点検結果により計画的に修繕等を進めております。なお、町道の事業計画につきましては、広域的な道路網の整備、防災の観点から避難道の整備、さらには交通事故防止対策にも配慮し、高齢者や障がい者、子供などの交通弱者が安全で快適に通行できる一体的な道路整備を過疎地域持続的発展計画等に基づき、年次的に進めております。本町の水道事業においても水道整備管理行政パフォーマンスの一層の向上を図るべく、令和6年度に予定されている事務の移管に向けて県とも適切な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

聞いている趣旨がちょっと違うんですけど、そういう形で、思ってくださいっていいかと思います、ここは。

それから3番目、これは前も言いましたけど、町長、SDGsも数年前に言ったとき、今はどこを見ましてもいろんな企業、それから公共団体もあのSDGs、あのときは町長はそれはしないということでしたけど、皆さん相当取り組んでいらっしゃいますよね。けどもしないということで、今、東串良でSDGsは何もやっていないわけで。私が言いたいのは、この前も言いました国連環境計画は持続できる農業と造林、愛林事業を行っていくべきだと。これ国連が提唱をおととしからやっていますの

で、これはSDGsも国連発でしたけれども、こういうふうな世の中になってくると思うんですね。

これからの公共事業は地球再生とか、創生とか言われていますけれども、自分たち人類が生きていく上で壊されてしまった自然環境をこれから再生していくのが本来のこれからの公共事業だと言われるようになってきております。だから東串良も今いろんな環境整備、ライフラインの整備とかいろいろ今町長言われましたけれども、これからの公共事業というのは、こういう方向性であるんだということをちゃんとわきまえておくべきじゃないかなと。例えば、この前あるコンサルタントの人に聞いたんですけど、例えば東串良に大きな田んぼなんか大型水路なんかがあります。これもそろそろやり替えをしないといけない。あるいは補修しないといけないという状況に来ているし、そういう時期に来ているということだそうです。その中でやはりこれから国連が発した公共事業、持続できる農業と、これから造林事業と二社タイアップしてやっていく方針だそうですけれども、東串良からもそういういろんなこれから補修事業、かれこれ出てくるみたいですので、こういうときは県なり、あるいは国に対してこういうことを意識した土木の設計、そういうことをやっていかなければいけない時期に来ていると思っていますので、そういう意識を持つべきだと思って、今日のこの公共事業についてちょっと町長にその気概を聞いてみたいということで、こういう質問になりました。

これは以上で終わります。

それから2番目、町長の行動について、ちょっと恣意的な悩ましいような言葉で言ってますけれども、要するに自分が思うんですけど、自分もここでいろんなことを言って政策提案をしたり、いろいろななかなか成就しないよねといつも言ってますけれども、やはり自分たちもここで言わせていただいても結局政策実現できないといつも言ってますけど、言いつ放しで終わっている。これが何年続けてきたのかという反省も含めてもう1回言わせてもらいますけれども、例えばマニフェストを町長はいろいろ出してますね。私も町長のマニフェスト、今自分のところに持っていますけれども、そのマニフェストを見たときに、姉妹都市宣言をしてから6年、群馬県にいろいろ姉妹都市を結ぶどうのこうのという話がありましたけれども、その姉妹都市についてもこの政策提言をこの場でもさせてもらいましたね。奄美と昔の倭寇のつながりで、相撲も東串良は大相撲もあるし、奄美は相撲が盛んだからそういうところもつながっていけばいいとか、あるいは中倉さんという有名な柔道の方もいらっしゃるし、あの銅像を見たときに、そういう関連で姉妹都市も結べばどうかなという話もあったということをご存知でしたけれども、町長、そういう提案に対して、あるいは自分が今、姉妹都市として何を行動しているのか、ちょっと教えてもらえませんか。

議 長 (田之畑)  
町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、中倉さんの銅像もありますし、その姉妹都市交流につきましてですが、平成29年に本町出身の方の紹介で歴史上の人物の共通点を踏まえまして群馬県前橋市に出向いてきましたけれども、結果といたしましては、提携には至りませんでした。令和元年度には、全国備蓄協議会の構成自治体である宮城県七ヶ浜町とも意見交換を行いました。こちらも同様に提携には至りませんでした。共通点はあったとしても、既に姉妹都市提携を幾つかの自治体とされており、困難な部分もあったようでございます。令和2年に入りましてから新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、国から緊急事態宣言等によりまして、イベント自粛や行動も制限されるような緊急事態が続いておりましたので、先方への配慮とコロナ対策や経済対策を優先させていただきまして、この間の姉妹都市提携のための行動は控えていたというのが現状でございます。

現在は、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではございませんけれども、行動制限が解除される状況でもありますので、年明けには姉妹都市提携に向けた活動を再開したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だからそれをされて、もう6年、7年目がたとうとして、町長の任期はあと1年半ですけれども、年明けには今何かされるということですが、具体的にどういうことですか、教えてもらっていいですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

以前、研修会で東京で会いました沖縄の宜野座というところがありまして、たまたま宜野座というのを知ってますかということで、唐仁の方の松元茂さんにお伺いしたところ、知っているということで、その宜野座とどちらかというところ宜野座のほうがへそのまち交流会というのをやっているということをお聞きしまして、へそのまちといえは我がまちも志布志市と鹿屋市のちょうど真ん中でへそでもあるなと思ったりして、そのへそのまち交流会と一緒に参加できないかということで、それも今協議中でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから任期があと1年半、町長は具体的にあと1年半でそこにこぎつけるかどうかということをやっぱり自分たちも注目しておきたいし、年明けにどういう動きをするか。今日最後の質問になりますけれども、1か月1回ぐらいのという形で、そういうトレーサビリティチェックで、やっぱり逐次自分たちも確認していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

そして以前、この場で農水省のみどりの食料システム戦略についてもここでお伺いしましたね。今年の4月から施行されているんですけれども、どのような取組をするんですかということ、まだあのときは施行早々だったのでやっておりませんでしたということでした。

それで前回の質問のときは、この農業危機も訴えましたけれども、実際自分たちはどういう行動に出るかということをお問いただければいけなくなっているんですね、この喫緊の課題がありますけど。だから行動をとって、ちょっと印象的な表現をしていますけれども、私もいろいろ町長に言う以上は、自分も動かないと駄目だと思っております。それで、じゃあ、自分は、瀬戸山何やっているんだということ、これは自分がやっていることをひけらかすわけでもないんですけど、町長に言った以上は自分も動かないといけないということでおっしゃっていただくんですけど、例えばこの前は酪農と稲作農家についての緊急の提言をしなくちゃいけないと思って、ここで肝属4町の議長会の勉強会があるということで10月20日に準備をしていたんですけど、私の手続上の問題がありまして、ちょっと却下されてしまったんですけど、私は町長なんかにも言う。じゃあ自分も動かないといけないと思って、例えばこういう文書をつくりました。それを10月20日の議長会に申し上げてやっていこうと思っていたんですけど、議長なんかよくやってくださったんですけど、なかなかさっき言ったように私の手続の問題があつてできなかったんですけど。例えば肝属4町の地域連携でできること、農業編、議会連携で陳情をとということで、私たちは具体的に何をしようかなということ、人に言う以上は、自分も何度も言うんですけど、しないといけないということで、米農家と今一番大変な酪農家のことも言いましたけれども、酪農家に対しては、入荷のアップ、そして稲作農家に対しては戸別所得補償制度を充実させるべきだと、それをやってみようということ、肝属4町の四十何人、50人ぐらいいる議員さんのなかに訴えかけて陳情書を県なり、国なりに起こしていきましょうやということをやろうとして動きました。結局、それはままたらなかつたわけけれども。だからやる以上はやっぱり行動ですね。私も人に言う、じゃあ、行動をしていかないといけませんので。

あとこの前も先月、大分で水土里サークルの活動報告させていただきましたけれども、今水土里サークルの活動の中で、何をやっているかということは、これも行動なんですね。地域の野菜、穀物を使った子ども食堂、それからシニア食堂、それから今これもちょっと、それも手続でちょっと今地団太踏んでいますけれども、肥料も自分

たちのところに算出する草とか、農産物の廃棄物を使って肥料づくりもしようかということは今行動に移して動いています。だからこういう行動を起こしていかないと、もう間に合わないんですけれども。だからみどりの食料システム戦略と、これも町長、言いましたよね、これに即して動いていけば、国からのありがたくも助成金、補助金もいただけるということで。そしてこの前言った喫緊の農業危機のときに何を起こすか。町長も動くということをおっしゃいましたけれども、その3か月後、今日ですけど、どういう行動を取られたかちょっと教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

あなたの質問ですけれども、みどりの食料システム戦略を述べたという、ここからですね、施行から半年たっている。この件にどのような行動をしたかという質問ですよ。

みどりの食料システム戦略については、今年の7月、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律が施行された後、9月に国の基本方針が公表され、現在、鹿児島県が基本計画を策定途中であります。11月下旬に町村の意見紹介、12月に国との事前協議、翌年1月下旬にパブリックコメントの実施、3月に国との正式協議を経て4月に公表する計画でございます。この基本計画は、鹿児島県と本町を含めた県内43市町村が共同で策定する予定でございます。策定後には、各種制度を新たに実施されることとなっております。

現在、町の状況といたしましては、新たな制度の情報収集、実施に向けた検討を行うとともに持続可能な食料システムの構築に資する環境負荷軽減のイノベーションを調査中でございます。

農業と食料危機については、国際情勢により不安定な動きを見せており、国内においても世界の食料価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響、さらには様々な要因により、穀物等の輸入価格はさらに上昇しております。国内における食料自給率の向上や生産力向上に一層関心が高まっております。

みどりの食料システム戦略の具体的取組はこれからでございますが、農業を取り巻く環境は厳しく、ここ数年は危機的状況が続くおそれも懸念されるところでございます。持続可能な農業実現のため、国や県、各研究機関と情報を密に共有し、連携を図りながら農家の皆様方と一体となって危機意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

ちょっと申し訳ないんですけども、今の話は一般概論というか、ごく世間で言われているようなことをただ述べられただけじゃないかということを感じてしまうんですけど、なぜかそこに町長がイニシアチブ、リーダーシップをとって、そこに自分がそういう行動を起こしているかということを知りたいんです。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現在のところ、今申し上げたとおりでございます。  
以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、そこを読んでいらっしゃるその文章というのは、自分で考えてつくったということですか。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私、非常に事務に徹した職員がいますので、職員が書かせていただきました。  
以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

この質問の趣旨は町長の行動について聞いているんですよ。そういう答弁じゃおかしいと思うんですけどね。だから自分は、ここでへりくだって言うわけでもないし、自慢話をするわけじゃないですけど、この資料の中に7枚の資料をつくっているんですけど、結局農業基本法も今度整備されますけど、このことについても町長、勉強していますか。

それとここに野村代議員と森山代議員の食料問題に対するコメントが全国農業協同組合、全農からのホームページに書いてあります。この資料もつけてやろうとしていました。だから国と県とどういうふうにつながっていくということも町長自らが調



査して勉強していかないといけないと思いますよ。

具体的には我々がどういうことをすべきかということを書いています。一つしか今日は挙げませんが、今、いわゆる種子問題、種がないんですね。今、イタリアン、それからえん麦なんかの牧草、作物、ああいうのはほぼ100%輸入です。そしてピーマン、キュウリの種も苗もほぼ100%輸入です。今、中国政府が、この前、役場の職員さんから聞きましたけれども、中国も種子問題に関しては海外依存がほとんどだったということで、国が今度の全人代で食料問題に取り組むということで、種子の問題に対しても自国生産をやるということで動き始めたということを知りました。役場の職員さんに聞きました。自分自身もそこに造詣深くなっていかないといけないということで動いているんですけども。例えばこの種子問題にしても、私は提案していこうと思ったのは、先週、広島に行ったんですけども、種子問題について、例えば大隅半島で4町協議をして、種子バンク、人員バンクをつくったらどうかということ提案させてもらおうと思ってここにまとめておりました。だからこれもままならなかったからどうしようもなかったんですけど。そういうところまでやっぱり踏み込んでいかないといけないと思うんですが、町長、そういうのを自分のパソコンで町長のパソコンでちゃんと調べてやっていますか。そこを聞いてみたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
その種子問題ですが、私、農協に行きますけど、何もそれを聞いたことがないです、種子がないという、ピーマンの種子がないとか、そういうことは聞いたことはありません。それとイタリアンの種のないということもまた聞いたこともありません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）  
話がかみ合わないみたいですね。そういうことを聞いているんじゃないかと、ほとんど輸入に頼っているから自分たちでも種子問題について取り組んでいかないといけないということを言ってるんですよ。そのことに関しての勉強、調査をされていますかということを知りたいんですけど。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

種子については、種子業者がいますので、イタリアンにしろ。その種子業者に任せて、私が回せる場じゃありませんけど、これはＪＡさんたちに任せる、その種子業者に任せることであって、私がそこまで踏み込むことはしておりません。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

どうも話がかみ合わないみたいです。これ特定の名前を出すわけにはいきませんが、地元には有力な代議士さんがいらっしゃいますけど、その辺の方々からの声もその問題が出てきています。そういうこともお話をさせていただきました。種子問題にも取り組んでいかないと大変なことになるということですよ。だからそういう答えじゃ話にならないんですね。だから何度も言うけど、町長自らがそういう問題意識、危機意識を持って勉強していかないと、これ話が全然合わないんですよ。そこを言いたいんですけど。だけどこれ以上言ってもどうしようもないので、これはこれでやめます。

次3番目、地域運営組織と農村RMOについてです。

これは先々月、東京で成溪セミナーというのがあって、そこに参加させていただいて、初めて地域運営組織という言葉が学ばさせていただきました。今日一番大事なことをまず言わないといけないんですけど、ちょっと忘れて最初言わないといけないんですけど、これは前置きをしますけど、これからは地域づくり、地域運営組織、地域コミュニティをつくっていかないといけないということを前提にしてこの質問をさせてもらいますね。

要するに、地方の自立、そのためには、堅固な地域づくり、地域コミュニティをつくっていかないといけないということで質問させていただきます。ちょっと話が前後して申し訳ないですけど。

その地域運営組織と、この前、農村RMOとって、これ共通する部分、地域運営組織は総務省、農村RMOは農林水産省、この前、鹿屋のＪＡきもつきの本館でそういう勉強会がありましたけれども、町長も行かれましたか。どうですか。私たちには招待があったんですけど、議員は多分6名だったかなと記憶してますけど、農村RMOについて、森山代議士と野村さんの計らいで勉強会があったんですけど、そこに行かれましたか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

いえ、私は行っておりません。招待を受けておりませんので。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

じゃあ、説明していかないといけないんですけど、この地域運営組織と農村RMO、これはほぼ言ってることは同じなんですね。要は自分たちの地域づくりとは自分たちでやってくださいというのが、これが大きな目的です。この前、鹿児島でも勉強会があったんですけど、そのときも言われました。要するにこれから県も国も自分たちのところは、自分たちが地域づくりをやっていく。自分たちでコミュニティをつくっていくべきだという時代に移ったということと言われました。この地域運営組織は、平成25年に各市町村に総務省からその要綱は下りてきているんだそうですね。自分は知りませんでした、この前の10月の勉強会に行くまでは。その地域運営組織、そして今度農村RMOでも農林水産省の技監が言われましたけれども、実は私たちはこう言っても白紙の状態だと言われたんですね。白紙の状態って何かと言ったら、要するに自分たちのところは、何度も言いますが、自分たちで地域づくりを組み立てをしていってくださいということだそうです。これは農村RMOはこの頃出た話ですけど、平成25年に出て、東串良にも来ていると思いますけど、元三鷹市長の清原さんという方が教えてくださったんですけど、平成25年に下りてきていると。その地域運営組織、このことについて町長、多分東串良に国から来ていると思うんですが、それ何か活用してるのか。それとも知っていますか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この地域運営組織の関係につきましては、総務省のほうから、農業関係のほうはまた別ですけども、アンケート調査が来ておりまして、それで全国の各市町村に対して調査が行われまして、本町においてはNPO法人ですけども、豊栄ひっとべ会が一つあるということで報告をさせていただいております。

平成25年度に来たその文書というのは、私も当時はいなかったもので、その辺りの存在は今現時点ではちょっと確認できないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

私もこれがあったからホームページを見たらちゃんと出ております。平成25年に

## 会 議 の 経 過

各市町村に発布されているそうです。確かに総務省のホームページを今見ても、それはちゃんと出ていますので、ごらんになってくだされば分かると思います。だから町長に聞きたいんですよね。私がここで地域運営組織と農村RMOもちゃんと出てますけど、自分の机の上のパソコンで調べてみられましたか。この質問をするに当たって、そういう事前の調べものをされたか、聞いてみます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
これについては調べておりません。RMOについては、  
以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）  
だからいつも言うんですよね。議会と執行部の両輪でというのは、こういうことを基本的にやっていかないと駄目なんじゃないでしょうか、町長。調べものをちゃんと質問したら自分でも調べる気概がないと駄目なんじゃないですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
うちの優秀な職員が調べておりましたので、地域運営組織とは地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定められた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織でございます。

一方、農村型地域運営組織、農村RMOとは地域運営組織の中でも複数の集落による集落協定や農業法人などの農業者を母体とした組織と、自治会、町内会、PTAなど様々な地域関係者とが連携して参画する組織でございます。この組織は集落の農家、非農家が一体となり、地域の課題となる農業生産、生活扶助、支援管理に取り組むことで地域コミュニティの機能を維持、強化することを目的としております。組織の成り立ちや活動内容は地域の実情に合わせて様々となりますが、地域の人々により、地域の課題を解決するという根幹は変わらないと認識しております。

農村RMOに限らず、集落機能を継続、維持していくためには、地域の方々の主体的な参加により、組織運営を行うことで地域の現状を把握し、取り組むべき活動を目指す姿を多種多様なプレイヤーの参画により達成していくことが重要であると考えて

おります。

また、そのような組織に対しましては、町といたしましても参画と積極的な支援をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

こんなことも聞きたくないですけど、今読んだ文章は自分で考えた文章ですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども言いましたけれども、優秀な職員が書いてくれた文章でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

これには本当、町長の、あるいは首長のリーダーシップ、イニシアチブがこれからまさしく問われていく時代になると思います。自分で動いていけないといけないんじゃないでしょうか。自分で組み立てを皆さんに提示すべきじゃないでしょうか。だから農村RMOにしてもまだ白紙の状態。自分たちでやってくださいということ为国と県は言ってきていますので、この辺はちゃんと自覚すべきだと思います。

それで4番につながっています。だからさっき言いました執行部と、それから議会がうまく歩調を合わせて政策実現を目指すに当たって、今こういう感じでは駄目ですので、そこをトレーサビリティチェックですね、我々は議会シーズンが終わればまた3か月間空白の時間ができてしまうんです。この間に何をするかということが物すごい大事なことになるんですよね。そのために今言ったことも3か月間何もなければ何もできていないということになっていきます。政策は実現していきませんので。だから1か月に1回でも、ちょっとこれはこの前議会でも話したんですけども、そうすれば、町長を呼んでそういういろんな協議会とか打合せのとき、聞けばいいんじゃないかという話にもなりましたけれども。これ何回も言ってますけど、そういう場をこれからつくっていくと政策協調できないですよ。町長にその気概があるかないか。議会と両輪をもって政策実現に向かって動かないのか、その気概はあるのかということをごここで聞きたいんですけども、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私は一応職員に指示する立場でございます。そして職員は動いてくれますので、ありがたいことです。あなたのおっしゃるこの実効性の政策実現のための執行部と議会の両輪の関係性を何回も主張したが、その手はずとして月に1回の両者の協議の場を持つべきと考えるかという質問でしょうか。

議員おっしゃるとおり、執行部と議会は車の両輪の関係であるべきと私自身も思います。以前、令和3年6月議会の一般質問において答弁をさせていただきましたが、執行部との私の掲げるマニフェストや費用対効果、町民の要望、事業を行うための必要経費などを検討し、議案をまとめ、議会に提出します。議会は事業の執行権や一部例外を除いて議案の提出権はございません。しかし、審議や議決する権利がございます。議員の皆様におかれましては、執行部が提出した議案を様々な角度から審議され、議決されていることと思います。議案が賛成多数で可決いただいた場合は、執行部は事業の実施に移ります。反対多数で否決された場合は、議案を修正し、再度提出するか、事業実施を断念することのどちらかを選択します。ですから、執行部である私は行いたいことを議会の場で提案し、可否を判断されることは議員の皆様だと思えます。当然様々な意見もあることは存じておりますので、議員の皆様の御意見や町民の皆様の声を聞かせていただき、議論を尽くしてよりよい東串良町を皆様とともに築いていきたいと思っております。

議員お尋ねの協議の場についてですが、議会において全員協議会や常任委員会、特別委員会において、私や担当課長、職員等の出席を求めていただければよいのではないかと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

その文章も自分で書かれたんですか、どうなんですか、今読まれたのは。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

これは自分で書きました。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。そうであれば、今協議会、あるいはそういう打合せ会でちゃんと町長にも出席してもらって、要請があれば出てきてもらって、協議をするということを一応約束してもらったと思います。よろしいですね、それで。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

確認ですが、議員のお尋ねの協議の場についてですが、議会において全員協議会や常任委員会、特別委員会において私や担当課長、職員等の出席を求めているだけによいのではないかということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。ぜひ、そういう方向性で。自分たちの任期はあと数か月、町長はあと1年半ぐらいかな、ありますけど、そういうちゃんと具体的に政策を実現できる場をお互いにつくっていければと思います。

以上でもって終わります。ありがとうございます。

議 長（田之畑）  
それでは、次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、本日の最後の質問者となりました。わずか二つの設問になっておりますので、短時間で終わると思いますので明確な答弁をお願いをいたしておきます。

本日は、初めて郷土誌の編さんについて、まず取り上げてみました。

私も議会議員になりましてから、この東串良町の町史というものにはどんなのがあるのかということで、もう大分前になりますけれども、確か社会教育課が販売をしておりましたですかね、四百二十何ページもある分厚い東串良郷土誌という本を購入しまして、読んだの思い出しました。というのは、今年町制90周年ということで、東串良町はどのようにして成り立ち、今日を迎えているかということが書いてあるわけで

## 会 議 の 経 過

す。しかし私が手に入れた郷土誌は、昭和54年の横川典祥氏町長が誕生するまでの記載までしかないんですね。以降、現在までの四十数年間は、全く東串良は何をしてきたのかという内容は編さんされていません。記入されていないわけです。この四十数年の町制は極めて目まぐるしいものがあつたと思います。町長自身も町会議員もされましたし、この間、志布志湾の石油備蓄基地をめぐる建設、あるいは反対運動も含めて大変な歴史の動きがありました。

また、私自身も、また町長自身も経験してきた平成の大合併をめぐっても周辺町村との協議も含めて大変な議論もなされてきました。私はこの郷土誌を読む中で、実は東串良町が町制として発足した町制を東串良町という形で誕生して、そのすぐ後、鹿児島県が串良町との合併を勧告をするんですね。東西串良は合併しなさいという勧告を行うんですが、当時18名の町会議員で議会は構成されていたようで、人口が1万ちょっとだったようですが、18名のうち、15名が反対、そして2名が賛成、1名は何か退席したような表現が郷土誌の中に出ておりますが、そういう合併も県がせえと言っても私たちの先人は単独を目指して頑張ってきたと思います。それで今日があるわけです。

他の市町からどう本町は評価されているかという点については、町長自身もいろんな付き合いというか、交流の中で、私どももほかの町村の議員からも聞くんですけども、東串良はよくやっているほうじゃないのかと、非常に大まかな評価ですけどもというような気もしております。人口や産業、行政の在り方等についてもですね、不十分だという点はほかにもいろいろあると思いますが、そういうふうなこともこの郷土誌を読みながら90周年を迎えて考えたこととございました。

そして、このさきの郷土誌の編さんには、6年近い歳月を費やしております。そのことを考えると、あと10年で町制100周年を迎えるという、この時期から郷土誌の編さんについて準備をする必要があるのではないかというふうに、特に最近思っているところです。関西の東くしら会に私も参加しましたが、地域おこし隊がつくった本町の最近の風景が入ったカラーのスライドに多くの町出身者が注目しておりましたね。やはりこのふるさとの変貌ということに、非常に興味を持っているなというのを私感じたわけですが、いかがでしょうか。たくさんの人々がさきの郷土誌編さんにも関わっておりますが、一定の準備の議論を始める必要があるのではないかということが質問です。いかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、現存の東串良郷土誌は昭和55年3月に発行しており、42年が経過しております。その間、年号も昭和から平成、令和へと改まり、社会情勢や郷土東串良もさま変わりしてきております。教育委員会といたしましても郷土誌



## 会 議 の 経 過

の編さんについてはその必要性を認識しております。

現存の郷土誌は、昭和48年から編さん作業が始まり、昭和54年2月に原稿完了、54年度中に編さん作業を終了させた後、発注、完成されております。また、現存の郷土誌を拝読すると町内、町外の有識者、当時の町長、助役、関係役場職員など多くの方々が編さんに携わっているようでございます。分野別に見ましても行政全般、教育、文化、軍事関係、産業、経済、社会福祉、観光、交通、地形、地質、生物、歴史、文化財継承と多種多様に及んでおります。現存の郷土誌が多くの分野から構成されていることを踏まえると、教育委員会だけでなく、役場全体で取り組む必要性を感じているところでございます。

また、現存の郷土誌を踏まえ、多種多様な分野に至る郷土誌を作成するのか、分野を縮小して作成するのか、昭和50年代以降の50年間の追加分を作成するのか、郷土誌そのものを新たな視点から作成し直すか等々、検討課題も数多くあるものと思慮しております。教育委員会といたしましても、新たな郷土誌の編さんを10年後の町制施行100周年をめぐりに発行できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ、各分野のいろんな様々な問題が議論されるように取り組んでいただきたいと思います。

そこで、教育長にこの問題では答弁、相手方に教育長も選びました。

教育長は就任されてまだ日がそんなにたっているわけではないんですけれども、この町制90周年に当たって、当然本町の郷土誌についても、全ページ読むというのは大変なことなんですけれども、少なくとも行政分野ぐらいについては目を通されたというふうに思うんですけれども、教育長はどのような感想、東串良というのはこんなところかというような、どんなふうに感想を持たれたのか、そのことを率直に一つこの場で述べていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

現存の郷土誌を深く読んだわけではございませんが、一読はいたしました。この地に悠久の昔から人々が暮らしを営み、貴重な文化や風習を育んできており、串良という表記が平安中期から末期には既に使われており、当時の荘園の呼び名として串良院

という記録が残されているようでございます。今の私たちがあるのは先人が自然災害などの苦しい時代にあっても決して諦めることなく生き抜き、次の世代へ命をつないできた証であると考えております。この先人の功績に思いをはせ、その知恵に学び後世に受け継いでいくのは私たちの務めでもあると認識しております。

先ほど町長が答弁しましたように、教育委員会といたしましても、新たな郷土誌の編さんを10年後の町制施行100周年をめぐりに発行できるよう検討しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

前向きにぜひ、先人のこの、私はこの住民の気質というのかな、合併問題に現れたように、非常に自立というか、自主自立というのか、そういう気質があるんじゃないかと。だから合併しなくても小さくても輝ける自治体をとというような言葉が以前はありましたけれども、そういう形の町政を進めてきたというふうに思うんです。以前、郷土誌のことで私、どこかのこういう一般質問ではなかったと思いますけれども、取り上げたときに、実はその当時はまだ関係者の皆さんが元気で、いろいろと意見も出そうだというようなこともあって、まだそういうその後の郷土誌に編さんは進まなかったんですけれども、今日、いろいろと見てみると、今後の本町の将来を考えてもこの時点で議論を始める必要があるんじゃないかというふうに考えたので、今回の質問項目といたしました。

それでは、2番目に、防災設備としての公民館についてという質問に入ります。

御承知のように南海トラフによる地震や津波の危険が予測されております。現在の本町の防災体制、私も何回も防災のための地図などもネット上でも載ってますので見るんですけれども、各集落に公民館が、住民の自主的な財政で町も一定の助成をしています、できております。各集会や催しものの拠点となっているわけですが、この大規模災害などに備えたものとしての体裁というのは各小さな公民館では何人も、あるいは何日も滞在するという拠点にはなり得ていないというふうに思います。ですから宿泊や臨時の電源、飲料水の確保、あるいは厨房の設備、通信などを備えたものをやはり少なくとも8つの大字が町内にありますので、一遍につくるというわけにはいきませんので、年次的に学校など既存の施設が使えるということであれば、場所としてはいいと思いますけれども、一定期間避難生活が維持できる施設。万一の場合には、あそこに行けばいいよというような場所をつくり、避難で取り残される住民がいらないような体制と設備を求めたいと思うんですが、年次的にそうした施設を、もう既にこの地域はあそこに行けばいいから大丈夫だよという地域もあると思うんですけれども、町全体でそういうふうな状況をつくる必要があるというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

公民館とは社会教育法に基づきまして、町、その他、一定区域内の住民のために教育や文化に関わる各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設でございます。

なお、本町におきましては、この法律に基づく公民館は存在しませんが、これに代わる施設として町総合センターを設置しております。このことを踏まえて、議員が質問される公民館は、社会教育法に基づかない各振興会に設置されている集会所の役割を担う施設についての質問であると解してお答えしますが、現在、各振興会に設置している公民館は県の補助事業などを活用し、また自己資金で設置しております。維持管理についても各振興会で対応していただいておりますけれども、中には設置していない振興会や老朽化した公民館が存在しますが、本町では防災センターや下伊倉津波避難タワー、柏原地区に津波避難階段などを整備し、併せて各小中学校には、避難所の機能を拡充する目的で防災倉庫を整備したところでございます。他の市町村と比較した場合でも、防災機能の強化を図っているとの考えから、現在のところ、町で年次的に公民館を整備することは考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

2番目の質問については、今後さらに検討してまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月16日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後2時01分

## 令和4年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和4年12月16日 午前 9時30分  
閉 会 令和4年12月16日 午前10時22分

### 出席議員（9人）

1番 小川 香 織	2番 児玉 勇 治
3番 瀬戸山 譲 一	4番 牧原 完 治
5番 西園 貞 美	6番 泊 重 巳
8番 上園 ミ キ	9番 宮地 利 雄
10番 田之畑 稔	

### 欠席議員（1人）

7番 前田 隆

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重 巳

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保 広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	金久 三男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西田 博文		
建設課長	寺園 竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第39号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第59号 控訴の提起について
- 日程第19 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 諸般の報告
- 日程第24 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、前田議員から欠席の申出がありましたので、報告いたします。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定  
しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 議案第39号 東申良町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第39号 東申良町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議  
題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊議員。

6 番 ( 泊 )

議案第39号についてお尋ねいたします。

企業版ふるさと納税をした場合は、企業は税額控除があるかどうかお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えをいたします。

企業のメリットといたしまして、寄附した額の最大9割の控除が認められておりますので、そういったメリットがあるところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

1番 小川議員。

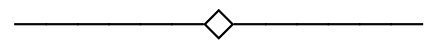
1 番 (小 川)

こちらの条例の制定について、制定される理由について、説明願います。

議 長 (田之畑)

暫時休憩します。

休 憩 午前9時33分



再 開 午前9時33分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの小川議員の質疑について、執行部のほうから答弁はありますか。

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。



## 会 議 の 経 過

提案理由を再度お聞きされたいということでございますけれども、提案理由につきましては、町長が当初申し上げましたとおり、この議案の提案理由に記載してあるとおりでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

内閣官房内閣府総合サイトの地方創生企業版ふるさとの納税対象事業鹿児島を拝見しますと、本町がありました。つまり以前から企業版ふるさと納税事業を行っていたということだと思いますが、基金を設定する基金条例の制定に当たり、これまでの納税件数と寄附額について、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

これまでの寄附額ということでございますけれども、この企業版ふるさと納税ということでは1件もございません。まずそのためには、地域再生計画というものを作成をしないといけないということがございますので、以前、全協のときに資料をお渡ししましたけれども、国から地域再生計画が認められたのは、今年の11月11日でございます。それが認められまして、そして初めて受け入れることができるようになったわけでございます。そしてまた必要に応じて基金に積み立てるケースも出てきますので、今回条例を示したところでございます。現在まで企業がされたというのは一般寄附という取扱いで受けているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

では、納税基金条例についてお伺いします。

管理の方第3条の2、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとありますが、どのような証券を考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

第3条の最も確実かつ有利な有価証券ということで、例えば本町におきましては、財政調整基金から国債を大体2億円購入しておりましてそのようなものが考えられます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 東串良町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第3 議案第40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第3 議案第40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

こちらの契約の中の契約対象について、お伺いいたします。

また、契約の対象にならないものについてありましたらお伺いいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

全協ないし常任委員会の中でも若干触れさせていただいたところではございますが、契約書の対象にならないものということでございますが、翌年度以降に契約の内容の変更、あるいは解除が明らかに想定されるもの、いわゆる契約解除になるものについては該当しません。あるいは年間を通じて経常的かつ継続的でないもの、いわゆる調査業務とかシステム開発については継続性がないので、契約は単年度ですよ、この条項に当たりませんよということ、そのぐらいが対象にならないものということ、御理解いただければ分かりやすいのかなと思います。

以上です。

議 長 (田之畑)

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

この条例制定に関して、他の同じような条例の方を見させていただきました。その中に入札公告、または指名通知とあり、入札公告等には長期継続契約であることを明記するとともに、予算の減額または削除による契約解除の可能性について相手方に示すとあります。例えば契約、地方自治法第234条の3の規定により、翌年度以後において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を解除することができるといった場合に適用されるのですが、本町でもこのような事例があるか、またその際、条例に定めていच्छゃらないですけれども、どのように対応するかお伺いいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長（江 口）

今どのような対応をするかということですが、もちろんおっしゃったとおり長期継続ということになりますと、長期間の契約の金額を明記させていただきたいと思えますし、またその条文の中に解約条項、また状況の変化において契約額の調整というものもあろうかと思えますので、そのような形で対応をしたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

あと東串良町契約規則第6章第29条の契約書作成の省略2（1）建設工事請負契約以外の契約で契約金額が50万円を超えないものを指名競争入札または随意契約の方法により締結するときとありますが、長期継続契約の特殊性から契約書の作成は必要であると考えますが、この条例にはその契約書の期間も含めて定められてありませんが、定められる予定はありますでしょうか。説明を伺います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

契約に定めがないということですが、適時、県の契約書に基づいてこっちも参考にしながらやっていきますし、また先ほど言いますように長期契約につきましては、年度ごとの契約額を設定していきますので、特段それをうたう必要はないのかなと現在のところは思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番 小川議員。

## 会 議 の 経 過

### 1 番 (小 川)

私は、この議案について反対討論とさせていただきます。

今、おっしゃるような様々な条例の内容について、特段うたう必要はないということだったんですけれども、契約に関する問題はトラブルが起きやすいと考えますので、再度内容の検討が必要と考えるため、今回の議案については反対とします。

### 議 長 (田之畑)

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第40号 東串良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

### 議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定について

### 議 長 (田之畑)

日程第4 議案第41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 東串良町職員の降給に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第43号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第7 議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第44号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◆ 日程第8 議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第9 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第9 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の

## 会 議 の 経 過

制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第11 議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第11 議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第48号 東串良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第12 議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第49号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第13 議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第13 議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第50号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第14 議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第14 議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第15 議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第15 議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

議案第52号について、お尋ねいたします。

本町の職員は何級まで活用しているか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

本町の職員は何級までを運用しているかということによろしいですね。7級までを現在運用させていただいているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

本町の職員は、隣接町の所得に比べましてラスパイレスが低いわけですが、今回のこの給与改正に基づいてラスパイレスを上げることは考えていないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今回の給与改正に伴ってラスパイレスの云々かんぬんということでございますが、ラスパイレス指数というのはもともと国家公務員と比較して町がどうなのかという数字でございますので、おのずと国家公務員も上がっていきますので、町がこうしたか

## 会 議 の 経 過

ら、これを変えたから上がるというわけじゃないのかなと思いますが、ただ、指摘のとおり、総体的に毎年ラスパイレスが低うございますので、それを上げる対策として早急に対応を検討しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第52号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第16 議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第16 議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております



## 会 議 の 経 過

ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第53号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第17 議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 について

議 長 (田之畑)

日程第17 議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

本町は長いこと、水道料金については抑えてきて、だから今回の引上げはやむを得

## 会 議 の 経 過

ないのかなというふうにも私自身も思いましたけれども、やはり365日町民が使用する水道でありますので、様々な指標を見せていただきましたけれども、軽減措置をやはり取るべきだと。このコロナ禍の中でですね。一つはどんな緩和措置があるかという点では、金額的な対応、つまり幾らか、これだけ上げたいんだがこの程度になると。それから期間的な対応ですね。いついつから引き上げたいんだが、現時点においては、様々な諸物価の高騰があるので、この程度抑えて、時期をずらして引き上げたいというような緩和措置とか、この二つの段階的な緩和措置があると思うんですが、この結局今回の条例については、そういう緩和措置についてはいずれも検討というか、提案はされていないようですので、その点の確認を、どちらの緩和措置も取られていないという点について確認をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

地方公共企業の運営については、独立採算と受益者負担の原則により、水道料金を改定していかないといけないということから、今回の改定の幅については、最低の一番ぎりぎりのところで改定したということでございます。ですので、緩和措置であったり、支援措置であったりというものは現段階では考えておりません。

以上になります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、この議案第54号に反対の立場で討論をいたします。

私の友人が鹿屋市から本町に転入をいたしました。その方が言うには、東串良は国保税は高いけれども、水道料が安くて本当に助かっているという話でございました。質疑で明らかになったように、最低限の引上げだと当局は言われますけれども、額の面でも時期の面でも何ら具体的な対応は具体的にはされていないということだと思

## 会 議 の 経 過

んです。本町は、ふるさと納税の基金もあって、いろいろと活用できるのではないかと。もう少し深く検討もしていただきたかったという立場から、この議案第54号については反対をいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の発言はありませんか。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今回は、一応水道料金の値上げということですがけれども、値上げをするに当たって、水道委員をさせていただいていますけれども、一つは亜硝酸態窒素の問題があるということで、これも逐次その辺はチェックをしてやっていきたいということと、水質に関してはこの前もちょっと見せていただきましたけれども、ミネラル豊富なおいしい水であるということも、これも一つ東串良の水の品質の良さのアピール性になるんじゃないかということも踏まえて、そういうこともやはり内外に東串良の水は水質がいいですよということを発信することも踏まえて、大体さっき言いましたけど、水道料金の値上げの中に含めて考えてやっていけたらいいかなと思いますので、賛成の立場で申し上げます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第54号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第18 議案第59号 控訴の提起について

議 長（田之畑）

日程第18 議案第59号 控訴の提起についてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。  
議案第59号 控訴の提起について、御説明申し上げます。  
鹿児島地方裁判所令和3年（ワ）第403号国家賠償請求事件について、令和4年12月7日に言い渡された判決に対して不服があり、別紙のとおり、控訴を提起したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

我々議員は、議案第59号 控訴の提起についての説明を弁護士同席のもと、全員協議会の中で説明を受けたわけなんですけど、再度詳細な説明をお願いしたいと思っております。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

控訴の提起について、詳細に総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、詳細に控訴の理由ということでございましたので、説明をさせていただきますが、まず初めに原告という表現を使いますが、これにつきましては訴え人と、被告と

というのが東串良町ということでまず整理をしていただければ分かりやすいのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

一審の判決書につきましては、地公法や地税法における守秘義務違反が原告にあったか否かったかという点から直ちに首長の裁量権の逸脱、乱用の有無を判断するという判断枠組みを採用しているように見受けられたところでございます。これに対して、町は本件訴訟において守秘義務違反の有無という刑罰法規の適用を問題とするかのような判断枠組みはそもそも本件のような首長の裁量権行使の判断基準としては不適切であり、原告が行った行為が町の信頼を失墜させてしまうおそれがあり、この行為を問題として原告の再任用を不採用としたことが首長の裁量権の逸脱、乱用となるかという判断枠組みを採用すべきであると主張してきたところであり、町としては、一審の判決の判断枠組み自体に不服があると言わざるを得ないというところでございます。言うまでもございませんが、地公法や地税法における守秘義務違反があれば、おのずと犯罪行為となりますが、それは警察や検察の業務であって、町長の業務ではないから、町長が裁量権を行使する際に、本件でいえば、再任用職員の採否を決定する際に、地公法や地税法における守秘義務違反の有無を厳格に判断しなければならないとするかのような一審の判決には問題があると言わざるを得ないのじゃないかなというところでございます。

また、町は規定に基づく選考委員会を経て不採用と判断し、町長の独断と偏見による職権による不採用ではなく、職権の逸脱、乱用にならないと判断しているところでございます。

これまでの経緯について説明いたしますと、原告は、今回の再任用を不採用とした原因である別件訴訟を、役場退職後、再任用された後に住民監査請求をし、却下されたにもかかわらず住民訴訟まで発展させて提起をされました。この住民訴訟においては、その後一審である鹿児島地裁の判決において、町が勝訴しましたが、原告は、また控訴いたしました。二審である福岡高裁宮崎支部の判決においても町が勝訴したが、原告は上告いたしました。三審である最高裁判所では、そもそも原告の上告自体が不受理とされ、本町の勝訴が確定いたしました。なお、町は原告が住民訴訟を提起した時点で守秘義務違反の可能性を検討いたしました。なお、裁判所の判断も踏まえて慎重に対応しようと考え、一審である鹿児島地裁の判決が出るまでは原告の再任用を続けていたところでございます。しかし、鹿児島地裁の判決は、原告敗訴であり、原告の主張が裁判所に認められなかった。再任用職員でありながら、住民監査請求における監査委員の判断を無視し、裁判を提起したことは、本町に損害を与えるとも言える行為であると。万が一原告の主張するような行政事務処理を本町が行っていたとすれば、本町は全く法に基づかない請求を町民に対して行うという、重大な問題が起きていたことになるようでございます。そのような本来すべきでない行為を原告は主張し、裁判にまで発展させ、本来守るべき秘密である税務情報を公にし、町がしなくてもよい費用を支出したところでございます。

本町が主張したいことにつきましては、原告の行為が守秘義務違反であったかどうかという極限的な問題ではなく、原告がしてきた一連の行為が本町における今後の税

## 会 議 の 経 過

務行政に対する住民の不信感や本町職員に悪影響等を与えたことを考慮して、町長は原告を不採用としたのであって、町長の行為は裁量権の逸脱、乱用には全く当たらないということでもあります。

以上のようなことから、今回の判決書の内容には、全く同意することができないので、控訴を提起したいということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

12月9日の南日本新聞に掲載された記事を見て、私のところに他町の議員さんや、もちろん町民の方からもそうでしたが、内容は職員が税務情報をもらしたりして訴訟されているようですが、公共の利益であれば公にしていいのですか。その住民訴訟も町が負けたのですかとその内容のようなものが問われました。その裁判は、町が勝ったよというような説明をしたのですが、その人いわく、本来公にすべきでない税務情報を公にして負けているし、町にも弁護士費用などの余計な支出をさせているわけです。そのような人を町は引き続き雇わないといけないのというような内容のものも話されました。私も確かにそういうことをした職員を雇い続けるとなれば、今答弁がありました。今後の税務行政への不信感や職員への影響が想定されるんじゃないかなというふうに心配しております。今、総務課長の説明を聞いて、十分理解をいたしました。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから議案第59号 控訴の提起についてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおりに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第19 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算(第6号)

議 長 (田之畑)

日程第19 議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第55号 令和4年度東串良町一般会計補正予算(第6号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおりに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第20 議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第20 議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第56号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第21 議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第21 議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第57号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第22 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第22 議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第58号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第23 諸般の報告

議 長 (田之畑)

日程第23 諸般の報告を行います。  
議会活性化調査特別委員会の調査について報告を求めます。  
議会活性化調査特別委員会委員長 牧原完治議員。  
4番 牧原議員。

4 番 (牧 原)

諸般の報告をいたします。  
議会活性化調査特別委員会では、11月15日、16日にインターネット等を利用し、本会議の映像配信をしている熊本県甲佐町議会及び熊本県山都町議会に、映像配信に関するルールや映像配信をすることによるメリット、デメリットを調査しました。また、山都町議会においては、タブレット端末を導入しているため、同町議会のタブレット端

## 会 議 の 経 過

末運用に関するルール等について調査しました。

これらの調査の概要については、お手元に配付している委員会調査報告書に記載しておりますが、両町とも映像配信については、要綱あるいは規程を定め、インターネット上では、YouTubeを利用し、一般質問のみを録画配信していました。映像配信によるクレームやデメリットもなく、議員の資質向上が図られた。質問内容も充実し、執行部の意識も変わった。情報公開を進めることができる点や議会の様子を客観的に無料で広報できるなどのメリットがありました。

タブレット端末の運用については、規則を定め、ペーパーレス会議や議員への通知等に活用されていました。

今回の調査を踏まえ、本町も議員の資質向上を図るため、また、町民も町政に参加していただくために、映像配信は必要であり、映像配信の規程の整備は、当委員会でも今後検討していくことで意見が集約されました。

また、タブレット端末の運用規程については、12月13日に開会した当委員会において協議し、決定しました。

以上で、報告を終わります。

議 長（田之畑）

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### ◆ 日程第24 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長（田之畑）

日程第24 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務民生常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

会 議 の 経 過

閉 会 午前10時22分